

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び玖珠町契約規則(昭和58年規則第17号)第28条の規定に基づき公告する。

令和7年9月5日

玖珠町長 宿 利 政 和

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか玖珠町電子入札取扱要綱による。

第1 競争に付する事項

1	工 事 名	玖珠町役場庁舎長寿命化事業 設備機器改修工事(熱源設備)
2	工 事 場 所	玖珠郡玖珠町大字帆足
3	工 期	契約日の翌日から令和8年5月29日
4	工 事 概 要	管工事 …………… 1式 電気設備工事 …… 1式 【工事詳細】 吸収式冷温水機3台 冷却塔1台 機械室内 冷温水ポンプ3台
5	予 定 価 格	75,322,500円 (※予定価格×100/110= 68,475,000円)

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の1から3のすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

1 企業

次の表において(1)から(5)のすべての要件を満たしていること。

区 分	要 件	備 考
(1) 業 種	管工事	玖珠町契約規則施行細則(昭和58年細則1号)第1章建設工事請負資格に基づき、管工事について競争入札参加資格審査申請書を提出した者であること。
(2) 等 級	A等級に格付けされていること。	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)による資格認定(格付)
(3) 許 可 区 分	特定又は一般建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項第1号又は第2号
(4) 施 工 実 績	下記3(3)年間平均完成工事高を有すること。	

2 配置予定技術者

次の表において、(1)から(2)のすべての要件を満たす主任(監理)技術者を専任で配置できること。

(1) 国 家 資 格 等	上記1の(1)の業種に係る建設業法第26条の資格を有する者。
(2) 雇 用 関 係 等	本案件の公告日以前、3ヶ月以上前に雇用された者であること。

3 本店所在地等

次の表において、(1)の本店所在地に対応して、(2)から(3)のすべての要件を満たしていること。

(1) 本 店 所 在 地	玖珠、日田、宇佐、中津、別府、大分土木事務所管内	—
(2) 支 店 等 所 在 地	—	玖珠町内
(3) 年 間 平 均 完 成 工 事 高	当該工事の予定価格以上	

※(1)本店＝建設業法に基づく主たる営業所。

(2)支店等＝玖珠土木事務所管内に営業所があること。

(3)管工事における年間平均完成工事高が当該工事の予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)以上の者であること。(開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書によるものとする)

第3 入札手続等

1 担当部局	玖珠町役場 契約検査課
	住所：大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268-5
	電話：0973-72-1892

2 設計図書の閲覧

(1) 閲覧期間	自 令和7年9月8日 9時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
	至 令和7年9月30日 17時00分	
(2) 閲覧場所	玖珠町役場 会計課 ※設計図書貸出はCD-Rも用意していますので、必要な場合はパソコンを持参してください。	

3 公告等に対する質問

(1) 受付期間	自 令和7年9月8日 9時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
	至 令和7年9月25日 17時00分	
(2) 提出先	玖珠町役場 会計課	
(3) 方法等	公告等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の部署へ書面を持参し、提出すること。(任意様式) ※郵送又は電送によるものは受け付けない。	

4 上記3の質問に対する回答

(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、電子入札システムにより閲覧に供する。)

(1) 質問者への回答	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く)	
(2) 閲覧期間	自 (1)の回答をした日	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
	至 令和7年9月30日 17時00分	
(3) 閲覧場所	玖珠町役場 会計課及び大分県電子入札システム(https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Acceptor/index.jsp)による。	

5 競争参加資格証明資料(以下「証明資料」という。)の提出

入札に参加する者は、下記のとおり証明資料を提出すること。なお、作成方法は第6による。

(1) 提出期間	自 令和7年9月8日 9時00分
	至 令和7年9月25日 17時00分
(2) 提出方法等	電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和7年9月25日 17時00分 までに、玖珠町役場 契約検査課へ厳封のうえ、提出すること。

6 入札書の提出

(1) 提出期間	自 令和7年9月26日 9時00分
	至 令和7年9月30日 17時00分
(2) 提出方法等	電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和7年9月30日 17時00分 までに、玖珠町役場 契約検査課へ厳封のうえ、提出すること。 入札回数は、原則として1回とする。

7 入札金額内訳書の提出(入札書に添付すること)

(1) 提出期間	自 令和7年9月26日 9時00分
	至 令和7年9月30日 17時00分
(2) 提出方法等	電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和7年9月30日 17時00分 までに、玖珠町役場 契約検査課へ厳封のうえ、提出すること。

8 開札

(1) 予定日時	令和7年10月1日 9時00分
(2) 場所	玖珠町役場 契約検査課
(3) 立会	開札の立会は、玖珠町電子入札取扱要綱による。

第4 入札金額内訳書の作成等

(1)	入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。(提出方法は、第3の7による。)
(2)	作成方法、審査基準等は、別添「入札金額内訳書の提出について【注意事項】」によること。
(3)	提出するファイルはPDF形式で保存されたものに限る。
(4)	当該工事の請負者は、工事完成後、入札時に提出した入札金額内訳書と精算額が対照出来る工事費内訳書を、契約当事者に提出すること。

第5 最低制限価格又は低入札調査基準価格

本案件は、下記表のうち、○印を付した制度を適用する。

区 分	適用	備 考
1 最低制限価格	○	
2 低入札価格調査基準価格 (失格基準有り)		

第6 証明資料の作成等

競争参加資格を有することを証明するため、第2に留意のうえ、証明資料を次のとおり作成し、提出すること。(※提出方法は、第3の5による。)

なお、作成に当たっては、下表によるほか、別添「証明資料作成における注意事項」を参照すること。

証 明 事 項	提 出 様 式	添 付 資 料
1 表紙	別記様式1	—
2 企業に対する要件等		
(1) 建設業許可	別記様式2	・建設業許可の写し ・令和7年度の格付け又は認定通知書の写し ・総合評定値通知書の写し(開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書によるものとする)
(2) 年間平均完成工事高		
3 配置予定技術者に対する要件等		
(1) 保有する資格等	別記様式3	・免許(監理技術者資格者)等の写し ・健康保険被保険者証の写し等(被保険者等記号、番号等にマスキングを施されたものであること。)
4 本店等所在地		
(1) 建設業法に基づく本店等の所在地	—	・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し
5 建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 有効な経営事項審査等	別記様式2	・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し

※1 添付資料については、上記のほか、競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。

※2 提出様式(別記様式1、別記様式2、別記様式3)を提出しない場合(未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む)には、競争参加資格がないものとして取扱い、入札を無効とする。

※3 提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。

※4 添付資料は、兼ねることができる。

※5 提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限る。

※6 証明資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

※7 提出された証明資料等は、返却しない。

第7 入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	<p>玖珠町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(平成23年玖珠町要領第7号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。</p>
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
5	関連会社等の参加	<p>本案件に関連会社が入札に参加していないこと。なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)資本関係</p> <p>ア 親会社と子会社の関係親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>イ 親会社を同じくする子会社同士の関係親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>ウ 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>(2)人的関係</p> <p>ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>・ただし、アは、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。</p> <p>・会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。</p> <p>※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。</p>

第8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1	説明の請求	<p>競争参加資格がないと認められた者は、第9の3(3)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができるものとする。</p> <p>なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。</p> <p>提出場所は、第3の1に同じ。</p>
2	回答	<p>1の書面を提出した者に対しては、工事審査委員会の議を経たうえで、書面により回答する。</p> <p>なお、回答は1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に行うものとする。</p>

第9 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	(1)入札保証金 免除 (2)契約保証金 納付 ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
2	開札の立会い	(1)入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。 (2)詳細は「玖珠町電子入札取扱要綱」による。
3	事後審査及び落札者の決定方法	(1)開札後は、最低価格入札者(予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者)の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。なお、最低価格入札者が複数いる場合は、くじによる抽選で最上位の順位となった者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。 (2)入札終了後、最低価格入札者の証明資料を審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしている場合には、最低価格入札者を落札者とする。ただし、最低価格入札者が複数いる場合は(1)のくじによる抽選で最上位の者を審査し競争参加資格を満たしている場合には、落札者とする。競争参加資格を満たしていない場合には、最低価格入札者のうち次順位の者が競争資格を満たしている場合は、次順位の者を落札者とする。なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続きを行う。また最低価格入札者で競争参加資格を満たした者がいない場合は、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札をした者が競争参加資格を満たしている場合は落札者とする。なお、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続きを行う。 (3)(2)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。 (4)落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)以内に行うものとする。ただし、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。 (5)(2)の審査により、落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。
4	入札の無効等	(1)入札の無効の取扱い 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、証明資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 (2)談合情報の取扱い 談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合 (ア)談合情報による落札予定金額(率)が入札結果と一致している場合。 (イ)談合情報によるすべての入札参加者(特定建設工事共同企業体にあってはその組合せ)が入札結果と一致している場合。 (ウ)入札結果と談合情報による落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合。 (エ)その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合。
5	再苦情申立て	第8の2の通知を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、町長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
6	その他	(1)資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。 (2)契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。なお、イの要件のうち、第2の2に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、別添「証明資料作成における注意事項」3の(2)により取り扱うものとする。 ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき(要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む)。 イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (3)契約担当者は、落札決定後に落札者が指名停止措置に基づく指名停止措置を受けた場合(要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む)において、指名停止措置が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。 (4)契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合(第7の2の場合を除く。)は、落札決定の取消しを行うものとする。 (5)契約担当者は、契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合(第7の2の場合を除く。)は、契約の解除を行うことができるものとする。 (6)最低価格入札者、落札候補者、落札者及び契約者(以下「落札者等」という。)は、入札後に(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。 また、(2)から(5)までの入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。 (7)入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (8)本工事の施工にあたっては、建設工事請負契約約款第28条に基づき、工事着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。 被保険者名 請負者、全下請負人 とすること。 (9)本工事に係る下請負契約については、玖珠町内に本店を有する者を活用するよう努めること。 (10)本工事に係る工事材料を納入する場合には、納入の相手方を玖珠町内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。 (11)本工事は、議会議決案件であるため、落札決定後に仮契約締結を行い議会承認を得て本契約となります。

別添

証明資料作成における注意事項

証明事項等		提出様式	注意事項
1	表紙	別記様式1	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札を無効として取り扱う。 なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者(委任者)印を押印すること。
2 企業に対する要件等			
	(1) 年間平均完成工事高	別記様式2	第2の3の(3)に係る年間平均完成工事高について、経営事項審査における総合評定値通知書の写しを添付すること。ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、合併(譲渡)時等経審に係るものとし、総合評定値通知書の写しを添付すること。 当該様式が添付されていない場合(競争参加資格に係る事項が記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札無効として取り扱う。
3 配置予定技術者に対する要件等			
	(1) 保有する資格等	別記様式3	第2の2に掲げる要件を満たしていることが判断できるよう配置予定の技術者の資格等を別記様式3に記載すること。 また、記載した事項について、競争参加資格を満たしていることが確認できるよう免許等(監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証)の写し及び健康保険被保険者証の写し等を添付すること。 なお、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格に係る事項について、記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札を無効として取り扱う。 実務経験証明書(建設業法施行規則第3条様式第9号に準じる)は証明印のあるものに限る。また「証明者」は、原則として使用者(法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人)でなければならない。 ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者とする事ができるものとし、この場合「備考」欄にその旨を記載すること。
	配置予定技術者 (2) の記載に係る注意事項	—	配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。 ただし、記載した技術者が公告第2の2に掲げる要件を満たしていない場合、若しくは、満たしていることが確認できない場合は、配置予定の技術者として認めないものとする。 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時(低入札価格調査を行う場合は落札決定の前)までに発注者に対し、その旨を記した書面(任意様式)を提出(開札後の書面提出は受け付けない。)すること。 なお、この場合の入札は無効扱いとする。 また、前記書面を提出することなく、落札(予定)者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合(病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。)は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。
4 本店等所在地			
	(1) 建設業法に基づく本店等の所在地	—	下記5経営規模等評価結果通知書の写しにより、本店所在地を確認する。通知後、所在地に変更があった場合は、当該事実が確認できる資料(建設業法第11条の規定に基づく変更届出書写し等)を併せて提出すること。
5 建設業法に基づく経営事項審査			
	(1) 有効な経営事項審査等	別記様式2	開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を別記様式2に記載すること。 なお、原則として、総合評定値通知書の写しの添付は省略できる。 ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、「総合評定値通知書の写し」を提出すること。

※本案件に係る競争参加資格の確認については、公告等で明示したものを除き、原則として、開札予定日を基準として判断する。

入札に当たっての注意事項

- 1 紙入札で参加する場合は、次の各号に注意すること。
 - (1) 事前に発注者の承認を得ること。※詳細は、玖珠町電子入札取扱要綱(大分県電子入札運用基準を準用)による。
 - (2) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状(別紙様式)を提出すること。
 - (3) 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。
- 2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
 - (2) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
 - (3) 同一の入札について、二以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
 - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
 - (6) 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
 - (7) 入札金額内訳書を提出しない者のした入札
 - (8) 郵送による入札
 - (9) 関連会社が参加している者のした入札
なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
 - (ウ) 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係
協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。
(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。

・ただし、(ア)は、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。

・会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。

※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 入札後、配置予定技術者の配置が困難になった場合等で入札参加者としての資格を満たさなくなった場合は、開札予定日時までに書面を持参のうえ、申し出ること(※入札は無効として取り扱う。)。なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けない。
- 6 入札金額内訳書の提出
 - (1) 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書を提出すること。
 - (2) 提出する入札金額内訳書は、入札公告で指定されたファイル形式(PDF形式)で保存されたものに限る。
 - (3) 入札金額内訳書の作成に当たっては、「公告第4 入札金額内訳書の作成等」、別添「入札金額内訳書の提出について【注意事項】」に留意すること。

注意事項(その他)

1. 最低制限価格算定式

$$\text{設計価格} \times \frac{\{(直接工事費 \times 97\%) + (共通仮設費 \times 90\%) + (現場管理費 \times 90\%) + (一般管理費等 \times 68\%)\} \times 1.10}{\text{設計額}}$$

2. 最低制限価格の適用範囲

設計価格の7.5/10 から9.2/10までの範囲

※ 端数処理等の詳細については玖珠町ホームページを参照のこと。

https://www.town.kusu.oita.jp/mokuteki/nyusatsu_keiyaku/2047.html

委 任 状

今般都合により、玖珠町役場庁舎長寿命化事業 設備機器改修工事(熱源設備)の入札に関する一切の権限を
(氏名) に委任しましたので、連署をもってお届けします。

令和 年 月 日

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

㊞

(委任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

㊞

契約担当者 玖珠町長 宿 利 政 和 殿